

四半期報告書

(第129期第3四半期)

自 平成21年10月1日
至 平成21年12月31日

株式会社 クラレ

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2

第2 事業の状況

1 生産、受注及び販売の状況	2
2 事業等のリスク	2
3 経営上の重要な契約等	3
4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	3

第3 設備の状況	13
----------	----

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	13
(2) 新株予約権等の状況	14
(3) ライツプランの内容	19
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	20
(5) 大株主の状況	20
(6) 議決権の状況	20

2 株価の推移	21
---------	----

3 役員の状況	21
---------	----

第5 経理の状況	22
----------	----

1 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表	23
(2) 四半期連結損益計算書	25
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	27

2 その他	39
-------	----

第二部 提出会社の保証会社等の情報	40
-------------------	----

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年2月10日
【四半期会計期間】	第129期第3四半期（自平成21年10月1日至平成21年12月31日）
【会社名】	株式会社クラレ
【英訳名】	KURARAY CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 伊藤 文大
【本店の所在の場所】	岡山県倉敷市酒津1621番地
【電話番号】	086（422）0580 （上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記において行っています。） 東京都千代田区大手町1丁目1番3号 03（6701）1200
【事務連絡者氏名】	経理部長 藤原 純一
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町1丁目1番3号
【電話番号】	03（6701）1070
【事務連絡者氏名】	I R・広報部長 藤波 智
【縦覧に供する場所】	当社東京本社 （東京都千代田区大手町1丁目1番3号） 当社大阪本社 （大阪市北区梅田1丁目12番39号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

（注）当社東京本社および当社大阪本社は法定の縦覧場所ではありませんが、投資家の便宜のため縦覧に供しています。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第128期 第3四半期連結 累計期間	第129期 第3四半期連結 累計期間	第128期 第3四半期連結 会計期間	第129期 第3四半期連結 会計期間	第128期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 12月31日	自平成21年 4月1日 至平成21年 12月31日	自平成20年 10月1日 至平成20年 12月31日	自平成21年 10月1日 至平成21年 12月31日	自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日
売上高（百万円）	301,847	242,653	92,528	85,588	376,777
経常利益（百万円）	25,794	18,649	3,542	9,240	26,797
四半期（当期）純利益（百万円）	16,113	12,145	2,705	6,923	12,984
純資産額（百万円）	—	—	340,438	332,380	325,016
総資産額（百万円）	—	—	519,129	498,984	471,874
1株当たり純資産額（円）	—	—	968.79	945.24	924.48
1株当たり四半期（当期）純利益 金額（円）	46.27	34.88	7.77	19.88	37.29
潜在株式調整後1株当たり四半期 （当期）純利益金額（円）	46.22	34.85	7.77	19.86	37.26
自己資本比率（%）	—	—	65.0	66.0	68.2
営業活動による キャッシュ・フロー（百万円）	33,323	57,599	—	—	46,919
投資活動による キャッシュ・フロー（百万円）	△33,362	△93,784	—	—	△42,428
財務活動による キャッシュ・フロー（百万円）	38,691	4,908	—	—	30,032
現金及び現金同等物の四半期末 （期末）残高（百万円）	—	—	50,601	14,848	46,157
従業員数（人）	—	—	6,927	6,776	6,861

（注）1. 当社は四半期連結財務諸表を作成していますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2. 売上高には消費税および地方消費税は含まれていません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社および当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社の異動についても特に記載すべき事項はありません。

3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年12月31日現在

従業員数（人）	6,776 (807)
---------	-------------

(注) 1. 従業員数は、就業人員数(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時従業員数は()内に当第3四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しています。

2. 臨時従業員には、季節工およびパートタイマーを含み、派遣社員を除いています。

(2) 提出会社の状況

平成21年12月31日現在

従業員数（人）	3,011
---------	-------

(注) 従業員数は、就業人員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）です。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

当社グループ（当社および連結子会社）の生産・販売品目は広範囲かつ多種多様であり、同種の製品であっても、その容量、構造、形式等は必ずしも一様ではなく、また受注生産形態をとらない製品が多く、事業の種類別セグメントごとに生産規模および受注規模を金額あるいは数量で示すことはしていません。

このため生産、受注および販売の状況については、「4. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」における各事業の種類別セグメントの業績に関連付けて示しています。

2【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、新たに締結した経営上の重要な契約は次のとおりです。

(吸収合併)

クラレルミナス株式会社（当社100%子会社）との吸収合併契約

合併の概要は次のとおりです。

(1) 契約締結日

平成21年12月25日

(2) 合併の目的

当社が保有する開発技術の活用・市場動向に関する情報の共有化により、無機ELの開発、並びにその関連テーマの取組みを推進すること。

(3) 合併の方法

当社を存続会社、クラレルミナス株式会社を消滅会社とする吸収合併。

(4) 合併期日（効力発生日）

平成22年2月1日

(5) 合併の対価等

クラレルミナス株式会社は当社100%子会社であるため、合併に際して、当社はクラレルミナス株式会社に対して株式・金銭その他の合併対価を交付いたしません。

(6) 引継資産・負債の状況

当社は、吸収合併の効力発生日をもって、吸収合併消滅会社であるクラレルミナス株式会社からその資産、負債その他の権利義務を承継いたします。

(7) 吸収合併存続会社となる会社の概要

資本金 : 88,955百万円

事業の内容：化成品・樹脂、化学繊維他の製造販売

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社および連結子会社）が判断したものです。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日～平成21年12月31日）の経営環境は、リーマン・ショック後の最悪期は脱し、事業によって回復度合いにばらつきがあるものの、当社製品需要も全体として回復基調にあります。また、昨年4月からスタートさせた中期アクションプランの中で、固定費の削減等全社的な収益構造改善に継続的に取組み、その効果も上がってきました。この結果、売上高は85,588百万円（前年同期比7.5%減）、営業利益は9,787百万円（同111.5%増）、経常利益は9,240百万円（同160.9%増）、四半期純利益は6,923百万円（同155.9%増）と減収ながら増益となりました。

前年同期と比較した事業別、所在地別の状況は以下の通りです。なお、当社の海外子会社の当第3四半期連結会計期間は、平成21年7月1日～平成21年9月30日となっています。

①事業の種類別セグメント

a. 化成品・樹脂事業

売上高は52,630百万円（前年同期比5.5%減）、営業利益は12,406百万円（同67.8%増）となりました。主力製品の販売数量増加や、収益構造改善効果により、減収ながらも増益となりました。

- ・ ポパール樹脂は、アジア、欧州市場で回復基調にありますが、完全回復には至っていません。光学用ポパールフィルムは、液晶パネル向けの需要が好調でした。PVBフィルムも、直近では回復基調にあります。
- ・ EVOH樹脂<エパール>は、アジア市場や国内は底堅く推移し、米国、欧州でも徐々に回復に向かいました。
- ・ メタクリル樹脂事業は、導光体用途で回復が進みましたが、国内の看板用途等は不振が続きました。
- ・ イソプレン事業は、アジアを中心に回復が進みました。

b. 繊維事業

売上高は20,171百万円（前年同期比14.9%減）、営業損失は58百万円（前年同期は328百万円の損失）となりました。需要は本格回復には至っていませんが、収益構造改善の成果により営業損失は減少しました。

- ・ ビニロンは、自動車用ブレーキホース用途が回復傾向にありますが、アスベスト代替のFRC（繊維補強セメント）用途の需要不振が続きました。

- ・ 人工皮革<クラリーノ>は、ランドセル用途は堅調に推移しましたが、インテリア、衣料用途等で不振が続きました。
 - ・ 不織布は、新型インフルエンザ対策としての衛生材料が増加しました。面ファスナーの需要は低調でした。
- c. 機能材料・メディカル他の事業
- 売上高は12,786百万円（前年同期比2.8%減）、営業利益は897百万円（前年同期は71百万円の利益）となりました。
- ・ メディカル事業は堅調に推移しました。
 - ・ 耐熱性ポリアミド樹脂<ジェネスタ>は、LED反射板用途で需要が伸びました。
 - ・ 活性炭事業は、空気清浄器用途等が好調に推移しました。

②所在地別セグメント

- a. 日本
- 光学用ポリアルフィルムや<ジェネスタ>の液晶関連素材は回復が進み、売上高は60,408百万円と増収となりました。
- b. 北米
- <エパール>は回復基調ですが前年同期の需要レベルには至らず、また、円高の影響等で売上高は5,738百万円と減収となりました。
- c. 欧州
- ポリアル樹脂、PVBフィルムは回復基調ですが前年同期の需要レベルには至らず、また、円高の影響等で売上高は15,023百万円と減収となりました。
- d. アジア
- ポリアル樹脂は需要は回復基調ですが、市況の影響等により、売上高は4,417百万円と減収となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

- a. 営業活動によるキャッシュ・フロー
- 税金等調整前四半期純利益9,253百万円、減価償却費9,721百万円および仕入債務の増加3,850百万円等の収入に対し、売上債権の増加2,653百万円、法人税の支払1,483百万円等の支出で、営業活動によるキャッシュ・フローは19,271百万円の収入となりました。
- b. 投資活動によるキャッシュ・フロー
- 有価証券の増加10,975百万円や定期預金の増加5,210百万円等の支出により、投資活動によるキャッシュ・フローは19,899百万円の支出となりました。
- c. 財務活動によるキャッシュ・フロー
- 短期借入金の返済2,858百万円、配当金の支払2,785百万円等の支出に対し、コマーシャル・ペーパーの増加8,000百万円の収入で、財務活動によるキャッシュ・フローは2,242百万円の収入となりました。

以上から、当第3四半期連結会計期間におけるキャッシュ・フローは、合計で1,615百万円の収入となり、その結果、当第3四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は、第2四半期連結会計期末より1,389百万円増加して14,848百万円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりです。

<株式会社の支配に関する基本方針>

I. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

昨今、日本の企業社会の構造は大きく変わりつつあります。たとえば、株式の持合いの解消が進み、会社は株主のものとする考え方や株主の声に配慮した経営が一層浸透する一方で、企業買収に対する株式市場、企業社会の理解も深まっています。こうした中で、企業買収の対象となる会社の経営陣と十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、いわば敵対的に、突如として株式の大量買付けを強行する動きが顕在化しています。もとより、当社は、このような敵対的な株式の大量買付けであっても、その具体的な条件・方法等によっては、当社の企業価値・株主共同の利益の向上に資する場合もあると認識しております。そして、当社が資本市場に公開された株式会社である以上、当社の株式の買付提案に応じるべきか否かの判断は、最終的には、個々の株主の皆様によってなされるべきであると考えております。

しかしながら、上記のような一方的な株式の大量買付けの中には、株主の皆様に対して当該大量買付けに関する十分な情報が提供されず、株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれがあるものや、株主の皆様が当該大量買付けの条件・方法等の検討を行ったり、当社取締役会が代替案の提案等を行うための十分な時間が確保されないもの、その他真摯に合理的な経営を行う意思が認められないもの等の当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう株式の大量買付けもないとはいえません。

当社といたしましては、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、および当社の企業価値の源泉をなす重要な経営資源を十分に理解した上で、当社の企業価値・株主共同の利益を中長期的に確保・向上させることを真摯に目指す者でなければならないと考えております。したがって、上記のような当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうおそれのある株式の大量買付けを行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

II. 基本方針の実現に資する取組み

当社は、企業価値を安定的かつ持続的に向上させていくことこそが株主共同の利益の向上のために最優先されるべき課題であると考え、以下のような事項をはじめ、当社の企業価値・株主共同の利益の向上のための様々な取組みを行っており、また、引き続き行ってまいります。これらの取組みの実施を通じて、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、上記のような当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうおそれのある株式の大量買付けは困難になるものと考えられ、これらの取組みは、上記I.に記載の当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の実現に資するものであると考えております。

1. 中期経営計画に沿った事業の強化・拡大

当社のコア・コンピタンス（中核的な競争優位性）は、高分子化学、合成化学および繊維工学ならびにそれらの周辺領域における独創性の高い技術力と、これを市場のニーズにマッチさせるためのアプリケーション開発力にあります。当社は、創業以来の企業文化である「世のため人のため、他人のやれないことをやる」に表される、事業を通じて社会に貢献する姿勢と、常に先駆者たらんとする進取の気性を精神的支柱として、酢酸ビニル系・イソブレン系のコア事業を中心に、機能性樹脂・フィルム、化学品、合成繊維、人工皮革、メディカル製品、環境関連製品など、多くの事業分野で世界市場をリードするユニークな製品群を継続的に生み出してまいりました。また、独自技術の開発や先駆的事业の立上げには、長期的視野にたった継続的な資源の投入を必要としますが、その過程で得られた独自性の高い技術・ノウハウの蓄積、粘り強い開発努力を通じて獲得された特定の市場分野における知識・情報、長年にわたる問題解決を通じて醸成された取引先との深い信頼関係、専門分野に通暁した質の高い人材等は、他社の追随を許さないものであり、当社の競争優位性をさらに向上させております。こうした当社独自のコア・コンピタンスは、将来においても当社の企業価値の源泉をなす重要な経営資源であると考えます。

これらのコア・コンピタンスを最大限に発現させ、当社の企業価値・株主共同の利益の向上に結び付けるためには、中長期的な視点で研究開発・市場開拓に努め、市場動向を見極めたタイムリーな施策により持続的な成長を実現していく必要があると考えます。

帰し、「10年企業ビジョン」に示した持続的成長へつなげたいと考えております。

2. コーポレート・ガバナンス体制の構築

以上の取組みに加えて、当社は、上記Ⅰ.に記載の基本方針の実現に資する取組みとして、当社のコーポレート・ガバナンス体制の構築を進めております。当社は、経営の効率性と公正性を確保する効果的なコーポレート・ガバナンス体制の構築により、多様な利害関係者との適切な関係を維持し、社会に対する責任を果たすことが、長期的・持続的に企業価値・株主共同の利益を向上させ、上記Ⅰ.に記載の基本方針の実現に資するものと考えます。当社は、この認識のもとに、以下のとおりコーポレート・ガバナンス体制を構築しています。

① 取締役および業務執行機関

当社は、機動的な経営の意思決定を図るため取締役の定員を10名以内と定め、株主に対する責任を明確化するためその任期を1年としています。また、社外取締役として2名の独立社外者を任用し、独立した第三者の立場から経営の監督機能を担っています。さらに、業績連動型報酬制度、ストックオプション制度を導入し、取締役の株主利益向上へのインセンティブを高めています。

また、当社は、取締役としての経営意思決定・監督の責任と、業務執行上の責任とを明確に分離するため、執行役員制を導入しています。執行役員（任期1年）はカンパニー、事業部および主要職能組織の長の職位につき、執行責任と業績に対する結果責任を負います。

② 監査役

当社の監査役は5名とし、このうち3名は独立した社外監査役としています。

③ 経営諮問会議

当社は、社長の業務執行に対して、法令遵守、株主権保護、経営の透明性確保の視点から助言することを職務とする、経営諮問会議を設置しています。

経営諮問会議の常任メンバーは7名とし、うち4名は企業経営や企業法務に豊富な経験を持つ社外有識者としています。同会議は、定期的に重要な経営方針や経営課題、社長の進退、後継者候補の選定、社長の報酬等に関し、社長に対して助言を行っています。

3. 株主の皆様への利益配分についての基本方針

当社は、株主の皆様に対する利益配分を経営の重要課題と位置付け、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるべく、株主の皆様に対する経営成果の還元と将来の成長力の確保に配慮しつつ、適正な利益配分を行うよう努めています。具体的には、連結当期純利益に対する配当性向は30%以上を目標とし、持続的な業績向上を通じて、増配を実施してまいりました。1株当たりの年間配当金は、平成14年度の9円から平成20年度の22円へと拡大しました。さらに、中期経営計画「GS-21」（平成18年度～平成20年度）においては、3年間の配当と自己株式取得をあわせた株主還元率70%を目標として資本効率の向上を目指してきました。3カ年の実績は配当性向36%、株主還元率86%となります。

平成20年度後半からの世界的な経済危機下で、当社の収益構造は大きく損なわれていますが、当社は、上記1.のとおり、これを早期に回復する取組みとして、アクションプラン「GS-Twins」を今後3年間で実施いたします。この期間における利益配分として、連結当期純利益に対する配当性向30%以上を継続する方針です。

今後とも、中長期的視点から、株主の皆様に対する経営成果の還元と将来的な成長力の確保に配慮し、適正な利益配分に努めてまいります。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成21年4月30日開催の取締役会において、平成21年6月19日開催の当社第128回定時株主総会において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件として、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上のための取組みとして、当社に対する濫用的な買収等を未然に防止するため、おおむね以下のとおり、当社の株式の大量買付行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）の導入を決定し、また、本プランは、上記当社定時株主総会において、出席株主の皆様のご賛同を得て承認可決いただきました。なお、本プランは、上記取締役会において全取締役の賛成により決定されたものですが、当該取締役会には、社外監査役3名を含む当社監査役全員が出席し、いずれの監査役も、本プランに賛成する旨の意見を述べました。本プランの詳細については、当社のウェブサイト

(<http://www.kuraray.co.jp/release/2009/pdf/090430.pdf>) をご参照ください。

1. 本プランの内容

(1) 対抗措置発動の対象となる大量買付行為

本プランにおいては、次の①もしくは②に該当する行為またはこれらに類似する行為（但し、当社取締役会が予め承認したものを除きます。このような行為を以下「大量買付行為」といいます。）がなされまたはなされようとする場合には、本プランに基づく対抗措置が発動されることがあります。

- ① 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合の合計が20%以上となる買付け
- ② 当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(2) 大量買付者に対する情報提供の要求

(i) 意向表明書の提出

大量買付者が大量買付行為を行う場合には、当社取締役会が予め承認した場合を除き、まず、その実施に先立ち、当社に対して、当該大量買付者が大量買付行為に際して本プランに定められた手続（以下「大量買付ルール」といいます。）を遵守する旨の誓約その他一定の事項を記載した意向表明書を提出していただきます。

具体的には、意向表明書には、以下の事項を記載していただきます。

- ① 大量買付者の氏名または名称および住所または所在地、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、会社等の目的および事業の内容ならびに大株主または大口出資者（所有株式数または出資割合上位10名）の概要
- ② 大量買付行為の概要（大量買付者が大量買付行為により取得を予定する当社の株券等の種類および数ならびに大量買付行為の目的の概要（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大量買付行為後の当社の株券等の第三者への譲渡または重要提案行為等を行うことその他の目的がある場合には、その旨および概要。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。）を含みます。）
- ③ 大量買付者が現に保有する当社の株券等の数および意向表明書提出日前60日間における大量買付者の当社の株券等の取引状況
- ④ 大量買付ルールを遵守する旨の誓約

(ii) 大量買付情報の提供

大量買付者には、上記(i)の意向表明書を提出いただいた場合には、以下の手順に従い、当社取締役会に対して、大量買付行為に対する当社の株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下「大量買付情報」といいます。）を提供していただきます。

当社取締役会は、上記(i)の意向表明書受領後10営業日（初日不算入とします。）以内に、大量買付者に対し、当初提供していただくべき情報を記載したリスト（以下「大量買付情報リスト」といいます。）を、上記(i)①の国内連絡先宛に発送します。また、大量買付情報リストに従い大量買付者から当初提供していただいた情報が、当該大量買付行為の条件・方法等に照らして、株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のためには不十分であると当社取締役会が客観的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大量買付者から提供していただきます。

なお、意向表明書が提出された事実および大量買付者から提供された情報については、株主の皆様のご判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会は適時かつ適切にその全部または一部を株主の皆様に公表いたします。

また、当社取締役会は、大量買付者から提供された情報が大量買付情報として十分であり、大量買付情報の提供が完了したと客観的に判断する場合には、速やかに、その旨を大量買付者に対して通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、株主の皆様に公表いたします。

(iii) 使用言語

上記(i)の意向表明書の提出および上記(ii)の大量買付情報の提供は日本語で行っていただきます。

(3) 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、当該大量買付行為の内容に応じて、意見形成、代替案の策定等の難易度等を勘案し、下記①または②に定める期間（いずれの場合も初日不算入とします。）の範囲内で合理的に必要な期間を、当社取締役会による大量買付行為の条件・方法等の評価・検討、大量買付者との協議・交渉、大量買付行為に関する意見形成、代替案の策定等を行うための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

- ① 対価を現金（円貨）のみとする当社の株券等の全てを対象とする公開買付けによる大量買付行為の場合には最長60日
- ② その他の大量買付行為の場合には最長90日

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、大量買付者から提供された情報に基づき、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から大量買付行為の条件・方法等の評価・検討を行い、大量買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、その内容を大量買付者に対して通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様公表いたします。また、当社取締役会は、必要に応じて、当該大量買付者との間で大量買付行為の条件・方法について協議・交渉を行うとともに、当社取締役会として株主の皆様に対する代替案の策定等を行うものとします。

なお、当社取締役会が取締役会評価期間内に上記の評価・検討、大量買付者との協議・交渉、大量買付行為に関する当社取締役会としての意見の形成または株主の皆様に対する代替案の策定等を完了するに至らないことによりやむを得ない事由がある場合には、当社取締役会は、特別委員会（下記Ⅲ. 2.（1）をご参照ください。以下同じです。）に対して、取締役会評価期間の延長の必要性および理由を説明の上、その是非について諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、合理的に必要と認められる範囲内で取締役会評価期間を延長することができるものとします。但し、延長は原則として一度に限るものとし、延長の期間は最長30日間（初日不算入とします。）とします。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合には、当社は、当該決議された具体的期間および当該延長の理由について、適用ある法令および金融商品取引所規則に従い、適時かつ適切に株主の皆様公表いたします。

大量買付者は、取締役会評価期間の経過後においてのみ、大量買付行為を開始することができるものとします。

(4)大量買付行為がなされた場合の対応方針

(i) 対抗措置発動の条件

(ア)大量買付者が大量買付ルールに従わずに大量買付行為を行う場合

① 特別委員会の勧告に基づき発動する場合

大量買付者が大量買付ルールに従わずに大量買付行為を行いまは行おうとする場合には、具体的な大量買付行為の条件・方法等の如何を問わず、当社取締役会は、当該大量買付行為を当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう敵対的買収行為とみなし、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるために必要かつ相当な対抗措置（その具体的内容については、下記(ii)をご参照ください。）を発動することができるものとします。

かかる場合、下記2.(1)(ii)に記載のとおり、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は、必要に応じて当社取締役会から独立したフィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の外部専門家（以下「外部専門家等」といいます。）の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会による勧告を最大限尊重するものいたします。

② 株主意思確認総会決議に基づき発動する場合

上記①にかかわらず、対抗措置の発動に際して、その是非につき株主の皆様のご意思を確認するための株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集することを特別委員会が勧告した場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会を招集し、対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様のご意思を確認させていただくことができるものとします。

(イ)大量買付者が大量買付ルールに従って大量買付行為を行う場合

① 特別委員会の勧告に基づき発動する場合

大量買付者が大量買付ルールに従って大量買付行為を行いまは行おうとする場合には、当社取締役会が仮に当該大量買付行為に対して反対であったとしても、原則として、当該大量買付行為に対する対抗措置は発動しません。大量買付者による大量買付行為の提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大量買付行為に関して大量買付者から提供された情報およびそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

但し、大量買付者が大量買付ルールに従って大量買付行為を行いまは行おうとする場合であっても、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると明白に認められる場合には、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるために必要かつ相当な対抗措置（その具体的内容については、下記(ii)をご参照ください。）を発動することがあります。

かかる場合、下記2.(1)(ii)に記載のとおり、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は、必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会による勧告を最大限尊重するものいたします。

② 株主意思確認総会決議に基づき発動する場合

上記①にかかわらず、株主意思確認総会を招集することを特別委員会が勧告した場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会を招集し、対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様のご意思を確認させていただくことができるものとします。また、かかる勧告がない場合であっても、対抗措置の発動の是非につき株主の皆様のご意思を直接確認することが適切であると当社取締役会が判断した場合には、株主意思確認総会を招集し、対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様のご意思を確認させていただくことができるものとします。

(ウ) 株主意思確認総会を招集する場合の取扱い

当社取締役会は、株主意思確認総会を招集する場合には、対抗措置の発動の是非について当該株主意思確認総会の決議に従うものとします。

大量買付者は、当社取締役会が株主意思確認総会を招集することを決定した場合には、当該株主意思確認総会終結時まで、大量買付行為を開始することができないものとします。なお、株主意思確認総会が招集されない場合においては、上記(3)に記載のとおり、取締役会評価期間の経過後に大量買付行為を開始することができるものとします。

(ii) 対抗措置の内容

当社取締役会は、上記(i)(ア)または(イ)において発動することとされる対抗措置として、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行うこととします。

また、当社は、本新株予約権の無償割当てによる対抗措置の発動の機動性を確保するために、本新株予約権の発行登録を行いました。

2. 本プランの合理性および公正性を担保するための仕組みについて

(1) 特別委員会の設置および諮問等の手続

(i) 特別委員会の設置

取締役会評価期間を延長するか否か、対抗措置を発動するか否か、および発動した対抗措置を維持するか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います（但し、株主意思確認総会を招集する場合には、当該株主意思確認総会の決議に従います。）が、その判断の合理性および公正性を担保するため、またその他本プランの合理性および公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置することとします。特別委員会の委員は、3名以上とし、社外取締役および社外監査役の中から選任されるものとします。本プラン導入時の特別委員会の委員には、青本健作氏、塩谷隆英氏、小野寺弘夫氏、および藤本美枝氏の合計4名が就任しました。

(ii) 対抗措置発動の手続

当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の合理性および公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします。

まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問します。特別委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会による勧告を最大限尊重するものとします。但し、上記1.(4)(i)に記載のとおり、株主意思確認総会を招集し、大量買付者に対して対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様のご意思を確認させていただく場合もあります。

なお、当社取締役会は、特別委員会に対する上記諮問のほか、大量買付者から提供された情報その他の情報に基づき、大量買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益に与える影響を検討の上で、対抗措置の発動の是非を判断するものとします。

(iii) 特別委員会に対するその他の諮問

当社取締役会は、大量買付者から提供された情報が大量買付情報として十分であるかについて疑義がある場合、株主の皆様に対して当社取締役会が代替案の策定等をする場合、その他当社取締役会が必要と認める場合には、取締役会評価期間の延長の是非、対抗措置の発動の是非および対抗措置の維持の是非以外についても、任意に特別委員会に対して諮問することができるものとし、かかる諮問がなされたときは、特別委員会は、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該諮問に係る事項につき検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、かかる特別委員会の勧告についても最大限尊重するものとし、

(2) 株主の皆様のご意思の確認

(i) 本プランの導入に関する株主の皆様のご意思の確認

当社取締役会は、本プランの導入に関する株主の皆様のご意思を確認するため、平成21年6月19日開催の当社第128回定時株主総会において本プランの導入に関する議案をお諮りし、出席株主の皆様のご賛同を得て承認可決いただきました。

(ii) 対抗措置の発動に関する株主の皆様のご意思の確認

上記1.(4)(i)に記載のとおり、所定の場合には、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、株主意思確認総会を招集し、大量買付者に対して対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様のご意思を確認させていただくことができるものとしております。

(3) 外部専門家等の助言

当社取締役会は、大量買付情報リストに含まれる情報の具体的な内容、大量買付者が提供した情報の大量買付情報としての十分性、取締役会評価期間の設定、取締役会評価期間の延長の是非、対抗措置の発動の是非、および対抗措置の維持の是非に関して判断・決定する場合、大量買付行為の条件・方法等を評価・検討等する場合、その他当社取締役会が必要と認める場合について、その判断等の合理性および公正性を担保するため、またその他本プランの合理性および公正性を担保するために、外部専門家等の助言を得るものとし、

(4) 発動した対抗措置の中止または撤回

当社取締役会が本プランに基づき対抗措置を発動した場合であっても、①大量買付者が大量買付行為を中止もしくは撤回した場合、または、②対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、当該対抗措置の維持の是非について検討し、上記①または②の場合に該当することとなった具体的事情を提示した上で、特別委員会に諮問するものとし、特別委員会は、当該諮問に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該対抗措置の維持の是非について検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を維持するか否かの判断に際し、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとし、

上記特別委員会の勧告を踏まえた結果、当社取締役会が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置を維持することが相当でない判断に至った場合には、発動した対抗措置を、当社取締役会は中止または撤回し、速やかにその旨を公表いたします。

(5) 本プランの有効期間ならびに継続、廃止および変更についての株主の皆様のご意思の尊重

本プランの有効期間は、平成24年に開催される当社第131回定時株主総会の終結時までとします。

なお、かかる有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本プランを廃止もしくは変更する旨の議案が承認された場合または②当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止または変更されるものとし、

また、当社取締役会は、基本方針に反しない範囲、または、会社法、金融商品取引法その他の法令もしくは金融商品取引所規則の変更もしくは解釈・運用の変更または税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲内で、特別委員会の承認を得た上で、本プランを変更することがあります。

本プランについては、平成22年以降に開催される毎年の当社定時株主総会の終結後最初に開催される当社取締役会において、その継続、廃止または変更について、検討の上、決定します。

当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実および変更の場合には変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、適用ある法令および金融商品取引所規則に従って速やかに情報開示を行います。

3. 株主および投資家の皆様への影響

(1) 本プランの導入時に株主および投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時には、本新株予約権の無償割当て自体は行われません。したがって、本プランがその導入時に株主および投資家の皆様の有する当社の株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てに係る決議を行った場合には、割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個の割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような対抗措置の仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主および投資家の皆様が保有する当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、保有する当社の株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社の株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主および投資家の皆様の有する当社の株式全体に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

なお、当社取締役会が、対抗措置として本新株予約権の無償割当てに係る決議をした場合であっても、上記2.(4)に記載の手続等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止または撤回をした場合には、株主および投資家の皆様が保有する当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化も生じないことになるため、当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使または取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使または取得に際して、大量買付者の法的権利等に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、大量買付者以外の株主および投資家の皆様の有する当社の株式全体に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

IV. 上記Ⅱ. の取組みについての取締役会の判断

当社は、企業価値を安定的かつ持続的に向上させていくことこそが株主共同の利益の向上のために最優先されるべき課題であると考え、当社の企業価値・株主共同の利益の向上を目的として、上記Ⅱ. の取組みを行っております。これらの取組みの実施を通じて、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうおそれのある当社株式の大量買付けは困難になるものと考えられます。したがって、上記Ⅱ. の取組みは上記Ⅰ. の基本方針に沿うものであり、株主の皆様のご共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

V. 上記Ⅲ. の取組みについての取締役会の判断

上記Ⅲ. の取組みは、十分な情報の提供と十分な検討等の期間の確保の要請に応じない大量買付者、および当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう大量買付行為を行いまは行おうとする大量買付者に対して、対抗措置を発動できることとしています。したがって、上記Ⅲ. の取組みは、これらの大量買付者による大量買付行為を防止するものであり、上記Ⅰ. の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。また、上記Ⅲ. の取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、大量買付者に対して、当該大量買付者が実施しようとする大量買付行為に関する必要な情報の事前の提供、およびその内容の評価・検討等に必要期間の確保を求めめるために導入されるものです。さらに、上記Ⅲ. の取組みにおいては、株主意思の重視、合理的な客観的要件の設定、特別委員会の設置等の当社取締役会の恣意的な判断を排し、上記Ⅲ. の取組みの合理性を確保するための様々な制度および手続が確保されているものです。したがって、上記Ⅲ. の取組みは上記Ⅰ. の基本方針に沿うものであり、株主の皆様のご共同の利益を損なうものではなく、また当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、3,878百万円です。

なお、当第3四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末において計画中であった重要な設備の新設、拡充、改修について完了したものは、次のとおりです。

化成品・樹脂事業において、当社が倉敷事業所の光学用ポパールフィルム生産設備を増強する計画については、平成21年10月に完了しています。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,000,000,000
計	1,000,000,000

②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成21年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成22年2月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	382,863,603	382,863,603	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 500株
計	382,863,603	382,863,603	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりです。

平成14年6月27日定時株主総会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	703
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	351,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 825
新株予約権の行使期間	自 平成16年6月28日 至 平成24年6月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 825 資本組入額 413
新株予約権の行使の条件	権利行使時において当社ならびに当社の子会社の取締役、監査役および従業員であることを要するものとする。ただし、当社の取締役、監査役もしくは理事または当社の主要子会社(注)の社長の地位にあった者については、退任、定年退職後においても行使することができるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) クラレエンジニアリング株式会社、クラレケミカル株式会社、クラレトレーディング株式会社、クラレプラスチックス株式会社、クラレ不動産株式会社、クラレテクノ株式会社、株式会社テクノソフト、Kuraray America, Inc.、Eval Company of America (平成20年1月 Kuraray America, Inc. と合併)、Kuraray Europe GmbH、EVAL Europe N.V. および Kuraray Specialities Europe GmbH (平成18年9月 Kuraray Europe GmbH と合併) の12社をいう。

平成15年6月26日定時株主総会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	2,711
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,355,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 918
新株予約権の行使期間	自 平成17年6月27日 至 平成25年6月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 918 資本組入額 459
新株予約権の行使の条件	権利行使時において当社ならびに当社の子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員であることを要するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

会社法第238条第1項、第2項および第240条第1項に基づき発行した新株予約権は、次のとおりです。

平成19年5月16日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	63
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	31,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	自 平成19年6月6日 至 平成34年6月5日 ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,319 資本組入額 660
新株予約権の行使の条件	(注1)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注2)

(注1) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、取締役については取締役の地位を、執行役員については執行役員の地位を、それぞれ喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から10日間に限り、新株予約権を行使することができる。
- ② 上記①に関わらず、新株予約権者が平成34年5月6日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、その翌営業日から上記の「新株予約権の行使期間」の満了日までの期間に限り新株予約権を行使することができるものとする。
- ③ 株主総会又は取締役会の決議により、当社が新株予約権を無償で取得することとした場合（注1-1）には、その無償取得日以前の、別途取締役会において定める期間、新株予約権者は新株予約権を行使することができるものとする。
- ④ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は、下記⑤に掲げる「新株予約権割当契約書」に定める条件に従って、新株予約権を行使できるものとする。
- ⑤ その他権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(注1-1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画の承認の議案が、当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、これらを承認する当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社の取締役会が別途定める日をもって、当社は同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。

(注2) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権の行使により交付される再編対象会社の株式1株当たりの再編後払込金額を1円とし、これに上記③に従って決定される新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤ 新株予約権の行使期間
組織再編行為の効力発生日から上記の新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額
会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
- ⑧ 新株予約権の取得条項
上記（注1-1）に準じて決定する。
- ⑨ その他の新株予約権の行使の条件
上記（注1）に準じて決定する。

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	102
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	51,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	自 平成20年6月11日 至 平成35年6月10日 ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,265 資本組入額 633
新株予約権の行使の条件	(注1)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注2)

(注1) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、取締役については取締役の地位を、執行役員については執行役員の地位を、それぞれ喪失した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から10日間に限り、新株予約権を行使することができる。
- ② 上記①に関わらず、新株予約権者が平成35年5月11日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、その翌営業日から上記の「新株予約権の行使期間」の満了日までの期間に限り新株予約権を行使することができるものとする。
- ③ 株主総会又は取締役会の決議により、当社が新株予約権を無償で取得することとした場合(注1-1)には、その無償取得日以前の、別途取締役会において定める期間、新株予約権者は新株予約権を行使することができるものとする。
- ④ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は、下記⑤に掲げる「新株予約権割当契約書」に定める条件に従って、新株予約権を行使できるものとする。
- ⑤ その他権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(注1-1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画の承認の議案が、当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、これらを承認する当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社の取締役会が別途定める日をもって、当社は同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。

(注2) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権の行使により交付される再編対象会社の株式1株当たりの再編後払込金額を1円とし、これに上記③に従って決定される新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤ 新株予約権の行使期間
組織再編行為の効力発生日から上記の新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額
会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
- ⑧ 新株予約権の取得条項
上記（注1-1）に準じて決定する。
- ⑨ その他の新株予約権の行使の条件
上記（注1）に準じて決定する。

平成21年5月19日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	170
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	85,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	自 平成21年6月10日 至 平成36年6月9日 ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 948 資本組入額 474
新株予約権の行使の条件	(注1)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注2)

(注1) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、取締役については取締役の地位を、執行役員については執行役員の地位を、それぞれ喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から10日間に限り、新株予約権を行使することができる。
- ② 上記①に関わらず、新株予約権者が平成36年5月10日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、その翌営業日から上記の「新株予約権の行使期間」の満了日までの期間に限り新株予約権を行使することができるものとする。
- ③ 株主総会又は取締役会の決議により、当社が新株予約権を無償で取得することとした場合（注1-1）には、その無償取得日以前の、別途取締役会において定める期間、新株予約権者は新株予約権を行使することができるものとする。
- ④ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は、下記⑤に掲げる「新株予約権割当契約書」に定める条件に従って、新株予約権を行使できるものとする。
- ⑤ その他権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(注1-1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画の承認の議案が、当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、これらを承認する当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社の取締役会が別途定める日をもって、当社は同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。

(注2) 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権の行使により交付される再編対象会社の株式1株当たりの再編後払込金額を1円とし、これに上記③に従って決定される新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤ 新株予約権の行使期間
組織再編行為の効力発生日から上記の新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額
会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
- ⑧ 新株予約権の取得条項
上記（注1-1）に準じて決定する。
- ⑨ その他の新株予約権の行使の条件
上記（注1）に準じて決定する。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(百万円)	資本金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
平成21年10月1日～平成21年12月31日	—	382,863,603	—	88,955	—	87,098

(5) 【大株主の状況】

平成21年10月21日付で住友信託銀行株式会社およびその共同保有者である日興アセットマネジメント株式会社から連名で大量保有報告書の提出があり、平成21年10月15日現在でそれぞれ以下の株式を保有している旨の報告を受けていますが、第3四半期会計期間末日付の株主名簿を作成していないことから、当社として実質所有株式数の確認ができておりません。

なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
住友信託銀行株式会社	大阪市中央区北浜4丁目5番33号	10,001	2.61
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂9丁目7番1号 ミッドタウン・タワー	9,399	2.46
計		19,401	5.07

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成21年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしています。

① 【発行済株式】

平成21年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 34,644,500	—	—
完全議決権株式(その他)(注)	普通株式346,170,500	692,341	—
単元未満株式	普通株式 2,048,603	—	1単元(500株)未満の株式です。
発行済株式総数	382,863,603	—	—
総株主の議決権	—	692,341	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が500株含まれています。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数1個が含まれています。

② 【自己株式等】

平成21年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社クラレ	岡山県倉敷市酒津1621番地	34,644,500	—	34,644,500	9.05
計	—	34,644,500	—	34,644,500	9.05

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 4月	平成21年 5月	平成21年 6月	平成21年 7月	平成21年 8月	平成21年 9月	平成21年 10月	平成21年 11月	平成21年 12月
最高（円）	920	981	1,080	1,146	1,080	1,025	1,021	1,059	1,131
最低（円）	796	819	945	987	991	951	907	902	1,019

（注） 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

3【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりです。

(1) 新任役員

該当事項はありません。

(2) 退任役員

該当事項はありません。

(3) 役職の異動

新役名及び職名		旧役名及び職名		氏名	異動年月日
取締役（専務 執行役員）	開発・技術統括 管掌、新事業開 発本部管掌、技 術本部管掌、ア クア事業推進本 部管掌、ルミナ ス事業推進部管 掌	取締役（専務 執行役員）	開発・技術統括 管掌、新事業開 発本部管掌、技 術本部管掌、ア クア事業推進本 部管掌	蜷川 洋一	平成22年2月1日

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しています。

なお、前第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）および前第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）および当第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しています。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）および前第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）および当第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、あらた監査法人による四半期レビューを受けています。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	28,600	37,527
受取手形及び売掛金	74,811	66,551
有価証券	62,972	9,499
商品及び製品	41,101	51,294
仕掛品	9,243	10,145
原材料及び貯蔵品	9,882	12,112
繰延税金資産	4,549	5,493
その他	6,681	9,248
貸倒引当金	△511	△514
流動資産合計	237,331	201,358
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※2 34,508	※2 34,832
機械装置及び運搬具（純額）	※2 99,235	※2 102,536
土地	※2 18,731	※2 18,918
建設仮勘定	15,939	※2 21,188
その他（純額）	※2 3,083	※2 3,544
有形固定資産合計	※1 171,497	※1 181,020
無形固定資産		
のれん	18,539	19,684
その他	4,019	3,835
無形固定資産合計	22,558	23,520
投資その他の資産		
投資有価証券	48,241	47,505
長期貸付金	1,376	983
繰延税金資産	6,979	5,616
前払年金費用	6,752	7,128
その他	4,808	5,230
貸倒引当金	△561	△490
投資その他の資産合計	67,596	65,974
固定資産合計	261,652	270,515
資産合計	498,984	471,874

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	27,724	23,438
短期借入金	17,753	18,464
コマーシャル・ペーパー	8,000	3,000
未払法人税等	4,600	684
賞与引当金	3,412	5,753
その他の引当金	220	377
その他	18,943	17,323
流動負債合計	80,654	69,041
固定負債		
社債	10,000	10,000
長期借入金	46,654	39,280
繰延税金負債	5,344	5,318
退職給付引当金	14,591	13,933
役員退職慰労引当金	168	171
その他	9,189	9,112
固定負債合計	85,949	77,816
負債合計	166,604	146,858
純資産の部		
株主資本		
資本金	88,955	88,955
資本剰余金	87,205	87,215
利益剰余金	199,854	193,977
自己株式	△40,897	△40,903
株主資本合計	335,118	329,244
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	3,045	2,825
繰延ヘッジ損益	△64	△156
為替換算調整勘定	△8,952	△9,995
評価・換算差額等合計	△5,971	△7,326
新株予約権	186	109
少数株主持分	3,047	2,988
純資産合計	332,380	325,016
負債純資産合計	498,984	471,874

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
売上高	301,847	242,653
売上原価	218,583	175,083
売上総利益	83,264	67,569
販売費及び一般管理費		
販売費	15,628	12,518
一般管理費	39,679	35,474
販売費及び一般管理費合計	*1 55,307	*1 47,993
営業利益	27,956	19,576
営業外収益		
受取利息	344	304
受取配当金	1,119	1,106
持分法による投資利益	—	52
その他	703	792
営業外収益合計	2,168	2,254
営業外費用		
支払利息	831	1,052
持分法による投資損失	29	—
その他	3,468	2,128
営業外費用合計	4,330	3,181
経常利益	25,794	18,649
特別利益		
事業譲渡益	—	657
投資有価証券売却益	1,264	—
特別利益合計	1,264	657
特別損失		
構造改善特別損失	—	1,115
減損損失	645	618
投資有価証券評価損	62	177
たな卸資産評価損	1,153	—
固定資産廃棄損	107	—
特別損失合計	1,968	1,911
税金等調整前四半期純利益	25,089	17,395
法人税、住民税及び事業税	5,260	5,840
法人税等調整額	3,586	△676
法人税等合計	8,846	5,164
少数株主利益	129	86
四半期純利益	16,113	12,145

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
売上高	92,528	85,588
売上原価	70,079	59,650
売上総利益	22,448	25,937
販売費及び一般管理費		
販売費	4,766	4,339
一般管理費	13,054	11,810
販売費及び一般管理費合計	※1 17,821	※1 16,149
営業利益	4,627	9,787
営業外収益		
受取利息	140	114
受取配当金	169	144
持分法による投資利益	—	43
その他	276	172
営業外収益合計	586	473
営業外費用		
支払利息	373	346
持分法による投資損失	22	—
出向者労務費差額負担	—	229
その他	1,275	445
営業外費用合計	1,671	1,021
経常利益	3,542	9,240
特別利益		
事業譲渡益	—	657
特別利益合計	—	657
特別損失		
減損損失	491	558
構造改善特別損失	—	82
投資有価証券評価損	7	4
特別損失合計	498	645
税金等調整前四半期純利益	3,043	9,253
法人税、住民税及び事業税	△776	2,976
法人税等調整額	1,073	△694
法人税等合計	296	2,281
少数株主利益	41	47
四半期純利益	2,705	6,923

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	25,089	17,395
減価償却費	27,056	26,698
固定資産廃棄損	107	—
減損損失	645	618
投資有価証券売却損益 (△は益)	△1,264	—
投資有価証券評価損	62	177
たな卸資産評価損	1,153	—
事業譲渡損益 (△は益)	—	△657
売上債権の増減額 (△は増加)	12,864	△8,049
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△14,847	13,503
仕入債務の増減額 (△は減少)	△3,759	4,108
その他	△2,641	2,782
小計	44,466	56,576
法人税等の支払額	△13,537	—
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	—	589
その他	2,395	433
営業活動によるキャッシュ・フロー	33,323	57,599
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の純増減額 (△は増加)	—	△12,882
有価証券の純増減額 (△は増加)	—	△62,963
有形及び無形固定資産の取得による支出	△28,745	△17,414
投資有価証券の取得による支出	△3,989	△580
有価証券及び投資有価証券の売却及び償還による収入	1,533	—
その他	△2,161	57
投資活動によるキャッシュ・フロー	△33,362	△93,784
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	12,887	△5,443
コマーシャル・ペーパーの増減額 (△は減少)	10,000	5,000
長期借入れによる収入	24,266	12,000
配当金の支払額	△8,009	△6,267
その他	△453	△379
財務活動によるキャッシュ・フロー	38,691	4,908
現金及び現金同等物に係る換算差額	△928	△33
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	37,724	△31,309
現金及び現金同等物の期首残高	12,189	46,157
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	687	—
現金及び現金同等物の四半期末残高	50,601	14,848

【表示方法の変更】

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結会計期間において、営業外費用の「その他」に含めて表示していた「出向者労務費差額負担」は、営業外費用総額の100分の20を超えたため、当第3四半期連結会計期間では区分掲記することとしました。なお、前第3四半期連結会計期間の営業外費用の「その他」に含まれる「出向者労務費差額負担」の金額は169百万円です。

【簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
重要性が乏しい連結会社における簡便的な会計処理	連結財務諸表における重要性が乏しい一部の連結子会社は、四半期財務諸表における税金費用の計算にあたり、税引前四半期純利益に前年度の損益計算書における税効果会計適用後の法人税等の負担率を乗じて計算しています。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当社および連結子会社において四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 477,852百万円 ※2 有形固定資産の取得価額から控除している国庫補助金等の受入による圧縮記帳累計額 建物及び構築物 2,019百万円 (うち当第3四半期連結累計期間控除 27百万円) 機械装置及び運搬具 926百万円 (うち当第3四半期連結累計期間控除 134百万円) 土地 1,257百万円 その他 36百万円 (うち当第3四半期連結累計期間控除 0百万円)	※1 有形固定資産の減価償却累計額 455,649百万円 ※2 有形固定資産の取得価額から控除している国庫補助金等の受入による圧縮記帳累計額 建物及び構築物 1,992百万円 (うち当連結会計年度控除 279百万円) 機械装置及び運搬具 717百万円 (うち当連結会計年度控除 309百万円) 土地 1,257百万円 建設仮勘定 75百万円 (うち当連結会計年度控除 75百万円) その他 35百万円 (うち当連結会計年度控除 4百万円)
3 保証債務 連結会社以外の会社の銀行借入に対し、債務保証(保証予約を含む。)を行っています。 社会福祉法人 石井記念愛染園(連帯保証) 1,972百万円 可樂麗魔術粘扣帯(上海)有限公司他1社 80百万円 (うち外貨建 2社 RMB 6,000千)	3 保証債務 連結会社以外の会社の銀行借入に対し、債務保証(保証予約を含む。)を行っています。 社会福祉法人 石井記念愛染園(連帯保証) 2,071百万円 可樂麗魔術粘扣帯(上海)有限公司他1社 86百万円 (うち外貨建 2社 RMB 6,000千)
計 2,053百万円	計 2,157百万円

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額は次のとおりです。	※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額は次のとおりです。
運賃及び保管料 10,414 百万円	運賃及び保管料 8,400 百万円
研究開発費 11,411	研究開発費 10,398
給料等 9,680	給料等 9,054
賞与引当金繰入額 2,623	賞与引当金繰入額 2,328
退職給付費用 736	退職給付費用 750

前第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)
※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額は次のとおりです。	※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額は次のとおりです。
運賃及び保管料 3,228 百万円	運賃及び保管料 3,049 百万円
研究開発費 3,826	研究開発費 3,560
給料等 3,156	給料等 2,877
賞与引当金繰入額 643	賞与引当金繰入額 793
退職給付費用 265	退職給付費用 259

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年12月31日現在)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年12月31日現在)
現金及び預金勘定 51,839百万円	現金及び預金勘定 28,600百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金 Δ 1,237百万円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金 Δ 13,752百万円
現金及び現金同等物 <u>50,601百万円</u>	現金及び現金同等物 <u>14,848百万円</u>

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成21年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数
普通株式 382,863千株
2. 自己株式の種類及び株式数
普通株式 34,647千株
3. 新株予約権等に関する事項
ストック・オプションとしての新株予約権
新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 186百万円
4. 配当に関する事項
(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年6月19日 定時株主総会	普通株式	3,482	10.00	平成21年3月31日	平成21年6月22日	利益剰余金
平成21年11月5日 取締役会	普通株式	2,785	8.00	平成21年9月30日	平成21年12月1日	利益剰余金

(2) 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

5. 当第3四半期連結累計期間において株主資本の金額に著しい変動はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間（自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日）

(百万円)

	化成品・ 樹脂	繊維	機能材料・ メディカル他	計	消去又は 全社	連結
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	55,669	23,704	13,154	92,528	—	92,528
(2) セグメント間の 内部売上高又は振替高	51	134	1,870	2,057	(2,057)	—
計	55,721	23,838	15,025	94,585	(2,057)	92,528
営業利益又は 営業損失 (△)	7,392	△328	71	7,135	(2,507)	4,627

当第3四半期連結会計期間（自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日）

(百万円)

	化成品・ 樹脂	繊維	機能材料・ メディカル他	計	消去又は 全社	連結
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	52,630	20,171	12,786	85,588	—	85,588
(2) セグメント間の 内部売上高又は振替高	45	158	1,871	2,075	(2,075)	—
計	52,675	20,329	14,658	87,663	(2,075)	85,588
営業利益又は 営業損失 (△)	12,406	△58	897	13,245	(3,457)	9,787

前第3四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日）

（百万円）

	化成品・樹脂	繊維	機能材料・ メディカル他	計	消去又は 全社	連結
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	183,253	74,827	43,766	301,847	—	301,847
(2) セグメント間の 内部売上高又は振替高	148	436	7,206	7,791	(7,791)	—
計	183,401	75,264	50,973	309,639	(7,791)	301,847
営業利益	33,843	2,489	2,666	38,999	(11,042)	27,956

当第3四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日）

（百万円）

	化成品・樹脂	繊維	機能材料・ メディカル他	計	消去又は 全社	連結
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	147,688	58,745	36,218	242,653	—	242,653
(2) セグメント間の 内部売上高又は振替高	124	362	5,203	5,690	(5,690)	—
計	147,813	59,108	41,421	248,343	(5,690)	242,653
営業利益又は 営業損失（△）	29,188	△1,312	2,441	30,317	(10,741)	19,576

(注) 1. 事業区分は、売上集計区分によっています。

2. 各事業の主な製品

- (1) 化成品・樹脂 ……ポパール樹脂・フィルム、PVB樹脂・フィルム、エチレンビニルアルコール樹脂<エパール>、イソプレン、ファインケミカル、メタクリル樹脂、樹脂加工品他
- (2) 繊維 ……ビニロン、人工皮革<クラリーノ>、乾式不織布<クラフレックス>、面ファスナー<マジックテープ>、ポリエステル、テキスタイル他
- (3) 機能材料・メディカル他 ……メディカル製品、機能材料、活性炭、高機能膜、エンジニアリング他

3. 会計処理の方法の変更

前第3四半期連結累計期間

(棚卸資産の評価に関する会計基準)

通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として総平均法による原価法によっており、一定の延滞期間を超えるものは、定期的に簿価を切り下げる方法を採用していましたが、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しています。

また、従来、収益性の低下に伴う「たな卸資産処分損」は営業外費用に計上していましたが、販売活動を行う上で不可避免的に発生したものであるため、同基準の適用を契機として第1四半期連結会計期間より売上原価に計上する方法に変更しています。

なお、これらの変更により、従来の方法と比較して、当第3四半期連結累計期間の営業利益は、化成品・樹脂セグメントにおいて226百万円、繊維セグメントにおいて217百万円、機能材料・メディカル他セグメントにおいて200百万円、消去又は全社セグメントにおいて36百万円それぞれ減少しています。

(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い)

第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。

なお、この変更が、各セグメントに与える影響は軽微です。

4. 追加情報

前第3四半期連結累計期間

(有形固定資産の耐用年数の変更)

当社および一部の連結子会社は、平成20年度の法人税法の改正に伴う法定耐用年数および資産区分の見直しに伴い、第1四半期連結会計期間より、一部の機械装置の耐用年数を変更しています。

なお、この変更が、各セグメントに与える影響は軽微です。

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間（自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日）

（百万円）

	日本	北米	欧州	アジア	計	消去又は 全社	連結
売上高							
(1)外部顧客に対する売上高	58,115	7,593	21,200	5,618	92,528	—	92,528
(2)セグメント間の 内部売上高又は振替高	5,151	1,693	714	1,801	9,360	(9,360)	—
計	63,267	9,286	21,915	7,420	101,888	(9,360)	92,528
営業利益	4,837	508	1,466	498	7,311	(2,683)	4,627

当第3四半期連結会計期間（自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日）

（百万円）

	日本	北米	欧州	アジア	計	消去又は 全社	連結
売上高							
(1)外部顧客に対する売上高	60,408	5,738	15,023	4,417	85,588	—	85,588
(2)セグメント間の 内部売上高又は振替高	5,941	873	815	451	8,082	(8,082)	—
計	66,350	6,612	15,838	4,868	93,670	(8,082)	85,588
営業利益	11,522	501	921	122	13,068	(3,281)	9,787

前第3四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日）

（百万円）

	日本	北米	欧州	アジア	計	消去又は 全社	連結
売上高							
(1)外部顧客に対する売上高	199,076	22,681	63,308	16,780	301,847	—	301,847
(2)セグメント間の 内部売上高又は振替高	19,515	4,593	2,631	3,235	29,975	(29,975)	—
計	218,591	27,274	65,940	20,016	331,823	(29,975)	301,847
営業利益	30,757	1,487	5,496	822	38,564	(10,607)	27,956

当第3四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日）

（百万円）

	日本	北米	欧州	アジア	計	消去又は 全社	連結
売上高							
(1)外部顧客に対する売上高	173,312	16,318	41,172	11,850	242,653	—	242,653
(2)セグメント間の 内部売上高又は振替高	15,852	2,589	1,877	1,062	21,381	(21,381)	—
計	189,164	18,907	43,049	12,912	264,034	(21,381)	242,653
営業利益	27,726	1,080	1,482	51	30,341	(10,765)	19,576

- (注) 1. 国または地域は、地理的近接度により北米、欧州、アジアに区分しています。
2. 各区分に属する主な国または地域の内訳は、次の通りです。
- (1) 北米 ……アメリカ
 - (2) 欧州 ……ドイツ、ベルギー
 - (3) アジア ……シンガポール、香港、中国

3. 会計処理の方法の変更

前第3四半期連結累計期間

(棚卸資産の評価に関する会計基準)

通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として総平均法による原価法によっており、一定の延滞期間を超えるものは、定期的に簿価を切り下げる方法を採用していましたが、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しています。

また、従来、収益性の低下に伴う「たな卸資産処分損」は営業外費用に計上していましたが、販売活動を行う上で不可避免的に発生したものであるため、同基準の適用を契機として第1四半期連結会計期間より売上原価に計上する方法に変更しています。

なお、これらの変更により、従来の方法と比較して、当第3四半期連結累計期間の営業利益は、日本セグメントにおいて644百万円、消去又は全社セグメントにおいて36百万円それぞれ減少しています。

(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い)

第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。

なお、この変更が、各セグメントに与える影響は軽微です。

4. 追加情報

前第3四半期連結累計期間

(有形固定資産の耐用年数の変更)

当社および一部の連結子会社は、平成20年度の法人税法の改正に伴う法定耐用年数および資産区分の見直しに伴い、第1四半期連結会計期間より、一部の機械装置の耐用年数を変更しています。

なお、この変更が、各セグメントに与える影響は軽微です。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間（自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日）

	北米	欧州	アジア	その他の地域	計
I 海外売上高（百万円）	7,908	21,853	13,749	1,695	45,206
II 連結売上高（百万円）	—	—	—	—	92,528
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	8.6	23.6	14.9	1.8	48.9

当第3四半期連結会計期間（自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日）

	北米	欧州	アジア	その他の地域	計
I 海外売上高（百万円）	5,326	15,855	17,946	2,068	41,198
II 連結売上高（百万円）	—	—	—	—	85,588
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	6.2	18.5	21.0	2.4	48.1

前第3四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日）

	北米	欧州	アジア	その他の地域	計
I 海外売上高（百万円）	22,591	66,074	55,206	7,031	150,903
II 連結売上高（百万円）	—	—	—	—	301,847
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	7.5	21.9	18.3	2.3	50.0

当第3四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日）

	北米	欧州	アジア	その他の地域	計
I 海外売上高（百万円）	15,373	43,688	50,837	5,629	115,529
II 連結売上高（百万円）	—	—	—	—	242,653
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	6.3	18.0	21.0	2.3	47.6

（注）1. 国または地域は、地理的近接度により北米、欧州、アジア、その他に区分しています。

2. 各区分に属する主な国または地域の内訳は、次の通りです。

- （1）北米 ……アメリカ、カナダ
- （2）欧州 ……ドイツ、イギリス
- （3）アジア ……韓国、中国
- （4）その他 ……中南米地域、アフリカ地域

3. 海外売上高は、当社および連結子会社の本邦以外の国または地域における売上高です。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)		前連結会計年度末 (平成21年3月31日)	
1株当たり純資産額	945.24円	1株当たり純資産額	924.48円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)		当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	46.27円	1株当たり四半期純利益金額	34.88円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	46.22円	潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	34.85円

(注) 1株当たり四半期純利益金額および潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	16,113	12,145
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	16,113	12,145
期中平均株式数(千株)	348,241	348,214
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	388	336
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

前第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)		当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	7.77円	1株当たり四半期純利益金額	19.88円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	7.77円	潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	19.86円

(注) 1株当たり四半期純利益金額および潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	2,705	6,923
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	2,705	6,923
期中平均株式数(千株)	348,238	348,217
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	84	378
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

平成21年11月5日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額……………2,785百万円

(ロ) 1株当たりの金額……………8円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日……………平成21年12月1日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月16日

株式会社クラレ

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 仲澤 孝宏

指定社員
業務執行社員 公認会計士 北川 哲雄

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社クラレの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社クラレ及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に関し、会計処理基準に関する事項の変更として記載されているとおり、会社は第1四半期連結会計期間から「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号平成18年7月5日）を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月10日

株式会社クラレ

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 仲澤 孝宏

指定社員
業務執行社員 公認会計士 北川 哲雄

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社クラレの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社クラレ及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。